

## 船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第100号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年5月21日 12時00分ごろ
発生場所	島根県海士町知々井岬南東方沖 知々井岬灯台から真方位145° 4.1海里付近 (概位 北緯36° 01.1′ 東経133° 12.0′)
事故等調査の経過	平成25年6月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>みしま</sup> 三島丸、4.88トン SN3-15011（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 <sup>きよまつ</sup> 清松丸、3.06トン SN3-4963（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部から同船尾部にかけての舷縁部及びハンドレールに破損 B 船首部に破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知々井岬南東方沖を約8ノット(kn)の対地速力で手動操舵によって南西進中、船長Aが、近くで何隻か操業している漁船が存在したものの、危険を感じる船舶はいなかったため、魚群探知機により、魚群探索を行いながら、航行していたところ、平成25年5月21日12時00分ごろA船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知々井岬南東方沖を約5knの対地速力で手動操舵によって北東進中、船長Bが、近くで何隻か操業している漁船が存在したものの、危険を感じる船舶はいなかったため、魚群探知機により、魚群探索を行いながら、航行していたところ、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、知々井岬南東方沖を南西進中、船長Aが、近くで何隻か操業している漁船が存在したものの、危険を感じる船舶はいなかったので、魚群探索を行い、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、知々井岬南東方沖を北東進中、船長Bが、近くで何隻か操業している漁船が存在したものの、危険を感じる船舶はいなかったので、魚群探索を行い、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、知々井岬南東方沖において、A船が南西進中、B船が北東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚群探索中でも見張りを行うこと。</li> </ul>